

山梨市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要な事項を定め、円滑な用地の確保と計画的な整備に寄与し、安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 法第42条第2項の道に指定された市道及び市長が特に拡幅する必要があると認める道をいう。

(2) 道路の後退線 法第42条第2項の規定によりみなされる幅員4メートルの道路の境界線をいう。

(3) 道路後退用地 狭あい道路の境界線と、道路の後退線との間にある土地をいう。

(4) 隅切り用地 敷地の一部で、道路の後退線と道路又は道路の後退線が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所角地の隅長（底辺長）3メートルの二等辺三角形の土地をいう。

(5) 道路拡幅対象用地 道路後退用地及び隅切り用地になり得る土地をいう。

(6) 建築行為等

ア 法第6条第1項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による確認申請

イ 法第6条の2第1項（法第88条において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出

ウ 法第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による計画通知

(7) 建築主 狭あい道路に接する敷地に建築行為等をしようとする者をいう。

(8) 関係権利者 道路拡幅対象用地の所有者及びその土地に関し権利（地上権、賃借権等）を有する者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅整備に関し、建築主、関係権利者、工事施工者等（以下「建築主等」という。）の理解と協力が得られるよう啓発に努めるとともに、建築主等に対する指導その他必要な措置を講じなければならない。

(建築主及び狭あい道路に接する土地の所有者の責務)

第4条 建築主及び狭あい道路に接する土地の所有者は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、道路拡幅対象用地を一般の通行の用に供するよう努めなければならない。

(指定確認検査機関への協力要請)

第5条 市長は、法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に対し、狭あい道

路の拡幅整備事業の普及を要請するものとする。

(関係者に対する協力要請)

第6条 市長は、拡幅整備事業を円滑に実施するため、電柱、水道管、下水道管等の設置者、道路交通標識の設置者である警察署長その他必要があると認める者に対し、協力を要請するものとする。

(拡幅整備事業の適用範囲)

第7条 拡幅整備事業は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が認めるものについて適用する。

(1) 第2条第2項第1号に規定する道

(2) 第2条第2項第4号に規定する土地

(道路対象拡幅用地の取扱い)

第8条 道路拡幅対象用地の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第2項第3号の土地は、道路敷地として山梨市に無償で寄附する。

(2) 第2条第2項第4号の土地は、市長が買入れするものとし、長さは原則として同号に規定する範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(拡幅整備事業に関する協議等)

第9条 建築主は、建築行為等をしようとする日の30日前までに、拡幅整備事業について市長と協議を行うものとする。

2 拡幅整備事業に関する市長との協議は、狭あい道路拡幅整備事業に関する協議申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

(1) 現地案内図

(2) 公図の写し(申請日から遡って3箇月以内に交付されたもの。)

(3) 登記事項証明書の写し(申請日から遡って3箇月以内に交付されたもの。)

(4) 配置図(道路後退用地線が記入してあるもの。)

(5) 同意書(法定外水路を有蓋にする場合)

3 前項の規定に基づき協議を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 建築計画

(2) 拡幅整備事業の実施計画

(3) 道路拡幅対象用地の区域について

(4) 国有財産(道路敷等)又は地方公共団体所有の土地との境界確定の協議の実施の有無について

(5) 市長が必要であると認める事項

(道路の後退線と道路の中心線の表示)

第10条 市長は、拡幅整備事業を円滑に実施するため、道路の後退線と道路の中心線に道路の表示物その他の表示杭等(別表第1)を設置するものとする。

2 市長は、第16条に規定する建築道路台帳にこの旨を記録するものとする。

(道路後退用地の寄附の申込み等)

第11条 第8条第1号に規定する土地の寄附の申込みをしようとする者は、当該土地

に私権の設定又は特殊の義務がある場合においては、これを抹消させた上で、寄附申込書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 現地案内図
- (2) 公図の写し（申込み日から遡って 3 箇月以内に交付されたもの。）
- (3) 登記事項証明書の写し（申込み日から遡って 3 箇月以内に交付されたもの。）

2 前項の規定により申込みをした者は、測量が完了した後、寄附証書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記承諾書（様式第 4 号）
- (2) 印鑑登録証明書、法人にあってはこれに類する印鑑証明書（申込み日から遡って 3 箇月以内に交付されたもの。）
- (3) 境界確認書（様式第 5 号）
- (4) 市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する書類の提出を受け、寄附を受納すると決定したときは、寄附承諾書（様式第 6 号）により当該寄附者に通知するものとする。

（道路拡幅対象用地の整備及び維持管理）

第 12 条 市長は、前条の規定により受納した道路後退用地及び買入れした隅切り用地に関し舗装整備及び第 10 条に規定する表示を行い、維持管理するものとする。この場合において、市長は、狭あい道路の拡幅整備が完了した旨を第 16 条に規定する建築道路台帳に記録しなければならない。

（拡幅整備の表示）

第 13 条 市長は、前条の規定により整備した道路拡幅対象用地に、その拡幅整備事業が行われたことを明らかにするために事業完了を示す表示物（別表第 2）を設置するものとする。

（道路拡幅に関する分筆登記）

第 14 条 市長は、建築主が第 11 条に規定する申込み等を行った後、代理で、道路拡幅対象用地に関して、分筆登記を行わなければならない。

（指導等）

第 15 条 市長は、狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要と認める場合には、建築主等に対し、指導又は助言をすることができる。

（建築道路台帳）

第 16 条 市長は、法第 42 条に規定する道路（同条第 1 項第 1 号に規定する道路を除く。）の適用区分を明確にするため、建築道路台帳を整備し、これを保管しなければならない。

2 建築道路台帳は、建築道路台帳調書（様式第 7 号。以下「調書」という。）及び図面をもって組成するものとする。

3 調書及び図面は、路線ごとに作成するものとする。

4 図面は、次に掲げる事項を方位の表示された平面図に記載して作成するものとする。

- (1) 道路の区域の境界線及び表示物の名称
- (2) 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別並びに民有地の地名及び地番

- (3) 道路の幅員
- (4) 道路の中心線
- (5) 登記基準点の位置
- (6) 拡幅整備結果を示す全景写真及び後退状況を示す写真
- (7) 路面の種類
- (8) 縦断勾配（9パーセント未満のものを除く。）
- (9) 調整の年月日
（建築主等の費用負担）

第 17 条 市長は、建築主等が第 9 条に定める協議申請書に反する行為をしたとき、又は、建築主等の申し出により道路後退用地の寄附を中止したとき（市長が取下げの理由について相当と認めた場合を除く）は、建築主等に対し、市が当該拡幅整備に要した費用に相当する金額を負担させることができる。

（適用除外）

第 18 条 この要綱の規定は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく土地区画整理事業及び開発行為、山梨市開発行為等指導要綱に基づく開発の施行区域には適用しない。

（雑則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。